

生徒指導に関する規程

(令和5年4月改定)

兵庫県立山崎高等学校

1 生徒心得

(1) 生活の基本

ア 高校生の本分をわきまえて勉学に励み、規律と秩序ある高校生活を通して、健全な校風の樹立に努める。

イ お互いに人格を尊重し、礼儀正しく、常に敬愛の念を持つ。

ウ 学校を人格形成の場と心得て、高校生としての自覚と品位の形成に努める。

(2) 学校生活

ア 生徒証を必ず携帯する。

イ 服装は、原則指定のものを着用する。

ウ 校舎内外の整理整頓を心がけ、常に清潔に保つ。

エ 校舎校具を大切にし、汚損しない。

オ 授業中に授業の妨げとなる行為は絶対にしない。

カ 遅刻・欠席をする場合は、必ず事前に保護者を通じて学校に連絡する。

キ 遅刻者は職員室において遅刻届を提出し、入室許可を受けた後に入室する。

(各校時の遅刻についても同様である)

ク 登校後は許可なく校外に出てはならない。

(ア) 登校後、外出が必要な場合は、届け出をして外出許可書の交付を受ける。

(イ) 早退をする場合は、早退届を提出し、許可を受ける。

ケ 下校時刻以後は許可なく学校に居残ってはならない。下校時刻は、通年、午後6時30分とし、この時刻までに下校する。(但し、部活動等において特別な場合は下校時間の延長を許可する)

コ 食堂を利用する場合は、食堂利用心得を遵守する。

サ 校内での印刷物の配布・ポスターの掲示は、事前に担任・顧問等を通じ生徒指導部に届け出る。

シ 準備室・倉庫等へは、管理責任教師の許可を得て入室する。

ス 夜間の外出は避ける。やむをえない場合は必ず保護者の許可を得る。

セ 保護者に無断で外泊しない。

ソ 登下校においては、交通規則を守り、交通安全に心がける。また、バス車内では高校生として良識ある態度をとる。(自転車通学については、「4 自転車通学規程」を遵守する)

(3) 禁止事項

ア 窃盗、賭博、暴力行為、脅迫、喫煙、飲酒等、法令に違反する行為。

イ 好ましくない飲食店(酒類・ゲームなどを中心とする店)等の出入り。

ウ 深夜徘徊。(午後11時～翌朝5時)

エ テストの不正行為。

オ 自転車の傘さし運転、二人乗り運転、無灯火運転。

カ 自転車運転中の携帯電話、スマートフォン、音響機器等の操作。

キ 自転車運転中の服装違反。頭髪等の違反。(詳細は「3 服装頭髪規程」に定める)

ク 器具・施設等の無断使用並びに故意の破損。

ケ 校内での火気、電熱器、ストーブの無許可使用。

コ 校内立入禁止区域への侵入。(屋上・非常階段等)

サ 自動車・単車の運転、免許の取得。(詳細は「6 運転免許取得規程」に定める)

シ アルバイト。(詳細は「7 アルバイトについて」に定める)

ス 公職選挙法に触れること。校内での選挙活動。

セ 学校の秩序を乱し、他人に迷惑をかける行為など、生徒としての本分に違反する行為。

2 賞罰規程

第1条 この規程は、学則第7章第31条、第32条の施行に関して、本校生徒の賞罰について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 校長は、下記の各項に該当する生徒または学級に対し、表彰することができる。

- (1) 他の生徒の模範と認められる行いをした者。
- (2) 在学中、皆出席した者。
- (3) その他、校長が必要と認めた者。

第3条 校長は、下記の各項に該当する生徒に対して、教育上必要があると認めたときは、生徒に懲戒を加えることができる。

- (1) 法令及び学校の諸規則に違反した者。
- (2) 学校の指導または決定事項に違反した者。

第4条 懲戒の方法は、下記の種類とする。

- (1) 退学（ただし、学則第32条3項の場合に限る）
- (2) 停学
- (3) 訓告

3 服装頭髪規程

第1条 服装は本校指定の服装であること。変形させて着用してはいけない。

第2条 服装頭髪等の規定は以下のとおりとする。

(1) 制服

- (冬服) ……ブレザー、スラックス、スカート、キュロットスカート（本校指定のもの）
ベスト、セーター（本校指定のもので着用は自由）
白長袖カッターシャツ（左胸に校章、学年色刺繡）
ネクタイ、ショートネクタイ、リボン（学年色）
ネクタイピン（本校指定のもので着用は自由）
ベルト（黒、紺、茶色等を基調としたものとし、スラックス着用時は必ず使用する。異常に細いものやエナメル加工などのものは禁止する。）
ソックス（色は、白、黒、灰、紺とする。ワンポイントは可）※ルーズソックスは禁止
ストッキング（ベージュ）、黒タイツ

(合服) ……冬服の規定から、ブレザーをとった服装。

白長袖カッターシャツ着用時は、ネクタイ、リボンの着用は自由（第一ボタンのみ開放可）

(夏服) ……スラックス、スカート、キュロットスカート（本校指定のもの）

白半袖カッターシャツ（冬服の規定と同じ）
白半袖ブラウス、紺色ポロシャツ（本校指定のもので着用は自由）
ベルト、ソックス（冬服の規定と同じ）

- 注意事項
- ア スラックスは3種類の形体から選択し着用する。
 - イ スラックス着用時はネクタイを、スカート、キュロットスカート着用時はショートネクタイカリボンを選択し着用する。
 - ウ 夏服の白半袖ブラウスは、スカート、キュロットスカート着用時のみ着用する。
 - エ 各服装の着用期間は、気候に応じて設定する。
 - オ 特別な事情で服装内容の変更を求める場合は、担任に相談すること。
 - カ カッターシャツの色は、本校指定のオフホワイトシャツとする。ただし、中学からの継続使用を希望する者（白色でレギュラータイプに限る）は、1学年の1学期期

間のみ、その着用を認める。夏季休業以降の使用は、左胸に校章の刺繡を入れ着用すること。新規に購入した場合は、上記の項の対象とならず、必ず指定のものを購入すること。

- (2) 通学靴・・・・・ ローファー（黒、ヒール高3cm未満）
- (3) 運動靴・・・・・ 本校指定のもの
- (4) 体育館用靴・・・・ 本校指定のもの
- (5) 実習服・・・・・ 本校指定のもの
- (6) 持ち物

ア 通学鞄は、各自で準備すること。
イ 貴重品は、個人用ロッカーで保管すること。

(7) 身だしなみ

ア 頭髪は、清潔で落ち着いた髪形とする。奇抜と判断する頭髪は禁止する。
イ 揉み上げやひげを長くすること、極度な眉剃り、パーマ、染色、脱色、ウイッグ（医療用は含まない）やエクステンション等は禁止する。

(8) 装身具

指輪、ネックレス、髪飾り、ピアスなどの装身具やタトゥーなどは禁止する。化粧（色付き日焼け止め、色付きリップクリーム含む）やカラーコンタクト、アイプチなどは禁止する。

4 自転車通学規程

第1条 自転車通学を希望する生徒は、事前に自転車通学許可願を提出し、許可を得なければならない。また、自転車通学を許可された生徒は、学校の発行する自転車鑑札を購入し、所定の位置（反射板の上、又は下）に貼付した上で使用しなければならない。

第2条 自転車通学に当たっては、次のことを守らなければならない。

- (1) 交通道徳を遵守し、山崎高校生としての自覚を持つこと。
- (2) 一列励行に努め、傘さし運転、二人乗り運転、無灯火運転、自転車運転中の携帯電話、スマートフォン、音響機器等の操作をしないこと。
- (3) 安全面から、変形ハンドル・荷台のないもの・両立スタンドでないものは使用しないこと。
- (4) ホイールには反射プレートを装着すること。
- (5) 校内では所定の位置（学年の自転車置場）に整頓して置くこと。
- (6) 雨天時にはカッパを着用すること。
- (7) 自転車の改造や、危険運転をしないこと。
- (8) 自転車損害賠償保険に必ず加入すること。

第3条 本規程に違反した場合には、自転車通学の許可を取り消す場合がある。

5 生徒下宿規程

第1条 本校の生徒は自宅通学を原則とする。ただし、下宿を希望するものは、学校に届けること。

第2条 下宿先は生徒の保護者及び保証人が責任をもって選定すること。

第3条 下宿生は家庭を離れた生活を自覚し、高校生の本分をわきまえ、節度ある生活に努めること。また社会の一員としてルールを守り健康的で明るい生活を送るように努めること。

6 運転免許取得規程

満16歳以上の高校生が免許を取得し、単車に乗ることは法的に認められているが、単車による事故は、直接自他の生命に関わる大きな問題となる。このことから、兵庫県下の高等学校においては、『乗らない』『免許を取らない』『買わない』の「三ない運動」を実施しており、自他の生命を尊重する立場から本校でも、単車を含む自動車運転免許の取得を禁止している。但し、3年生については、進路状況に応じて、自動車教習所への入所を認める。

第1条 いかなる場合も在学中（卒業認定の前日まで）に運転免許を取得（運転）することを禁止する。

第2条 3年生で、かつ進路が内定している場合には、下記の手順で、自動車学校への入所を認める。

(1) 手順

ア 「自動車教習所への入所許可願」を提出する。

イ 認められた場合、校長の許可書を発行する。

(2) 注意

ア 自動車教習所への入所開始時期については、就職・公務員内定者は11月1日以降、進学内定者は2学期期末考査以降の入所を認める。

イ 定期考査1週間前及び定期考査中の自動車の教習は禁止する。

ウ 理由のいかんを問わず、自転車教習所の実習、講義等を理由とした学校の欠席、授業の欠課は認めない。

エ 成績不振（欠点保有）の者は、入所を認めない。

オ 公安委員会の実施する免許試験へは、卒業認定の日（3月1日）以降の受験を認める。

7 アルバイトについて

アルバイトは原則禁止とする。（早朝の新聞配達・牛乳配達も含む）ただし、下記の場合は申請を受け審議し認めることがある。

(1) 経済的理由

(2) 家庭事情（アルバイトをしなければ学業が行えない場合など）

(3) 3年生の就職公務員内定者は冬季休業中のアルバイトを認める。

(4) 3年生の2月からのアルバイトは認める。

(5) 年末年始の郵便事業株式会社、神社の巫女、神社や寺の駐車場係のアルバイトについては、経済的理由にかかわらず認める。

(6) 成績不振の者は、いかなる場合もアルバイトを認めない。

(7) 職種については、深夜、酒席の接待など高校生としてふさわしくないアルバイトは認めない。

(8) その他、学校生活に支障をきたす場合はアルバイトを認めない。

8 部活動規程

(活動の基本)

第1条 部活動については、本規程及び体育館・運動場・プール・部室等の諸規定並びにその他の諸規定を守らなければならない。

2 前項の規定に違反した場合には、当該部の活動を禁止することができる。

(構成)

第2条 各部は、部員登録をした者をもって構成する。

2 部員登録は、原則として年度当初とする。

3 所属部の変更は、1年間は認めない。ただし、やむを得ぬ理由により変更する場合には、退部届、入

部届を提出し、各部顧問の許可を得なければならない。

(役員)

第3条 各部には、部長1名・副部長1名・会計1名をおく。

(活動費)

第4条 活動費は、生徒会支出金及び部員徴収金により賄う。生徒会支出金は、生徒会会計運用規程により支払われる。なお、部費の徴収は必要最小限にとどめ、多額にならぬこと。

(部活動の制限等)

第5条 部活動は、学校の定める下校時刻に間に合うよう終了しなければならない。ただし、公式試合等を控えている場合は、承認を得て1時間目途の部活動延長を認めることができる。

(顧問が必ずつくこと)

2 定期考查1週間前から考查終了時までは、原則部活動を禁止する。ただし、考查1週間前及び考查期間中は、特別な場合のみ、平日1時間以内、土・日・祝日3時間以内の活動を認める。なお、許可を得た部活動の完全下校時間は、6時間授業時は17:00、7時間授業時は18:00とする。また、その期間も平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上の休養日を設定すること。(顧問が必ずつくこと)

(合宿活動区域及び合宿)

第6条 活動区域は、西播磨地区を中心とし、県外の活動は、原則として禁止する。ただし、行事内容等を検討の上、当該部の活動上必要不可欠と認められる時は県外活動を許可する。その場合でも、近隣府県で、かつ宿泊を伴う場合は3泊4日以内であること。

2 合宿等宿泊を伴う活動は、原則として年2回以内で、1回につき3泊4日以内とする。

(登録)

第7条 高等学校体育連盟への加盟手続は、部活動代表が行う。各部門別登録の手続は、各部顧問が行う。

第8条 高等学校文化連盟への加盟手續は、部活動代表が行う。各部門別登録の手續は、各部顧問が行う。

附則1 第1条2項の措置については、生徒指導部長・部活動代表・当該部顧問が協議し、実施する。

附則2 第5条1項2項に係る部活動延長の届け出は、「下校時刻延長願」による。考查前日まで及び考查期間中の活動の届け出は「考查前・考查中活動申請届」による。第5条2項の「特別な場合」とは、運動部については公式試合、文化部については公式発表会が考查終了後2週間以内に控えている場合をさす。

附則3 第6条の県外活動等特別な行事の許可願には、必ず保護者宛の文書を添付すること。

附則4 第6条1項のただし書き以下については生徒指導部長・部活動代表が協議する。

9 学校食堂利用心得

1 食堂の利用時間を厳守すること。

(1) 利用時間は休憩時間、昼休み及び放課後とする。

(2) 自動販売機の利用は、休憩時間、昼休み及び放課後とする。

2 食堂利用はすべてセルフサービスとする。

(1) 食器類は丁寧に取扱い、整理整頓に務め食堂外に持ち出さないこと。食べ終わった後は必ず指示に従って返却すること。

(2) ジュース類は(自動販売機のものを含む)、ペットボトルの飲料のみ校内への持ち込を可とする。外にある自動販売機を利用するときは片付けに留意すること。

3 食堂に入るときは、必ず専用スリッパに履きかえること。

4 衛生面には特に注意を払い、手洗いの励行に努めること。

5 互譲の精神で行動し、場所の占拠等は慎むこと。

6 食堂内では、職員や従業員の指示に従い、自覚ある行動をとること。